

副本

平成27年(ワ)第34010号

平成28年(ワ)第9404号

マイナンバー（個人番号）利用差止等請求事件

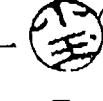
原 告 関口博ほか40名

被 告 国

第3準備書面

平成30年5月15日

東京地方裁判所民事第26部合議2係 御中

被告指定代理人	前田佳行	
	澁谷正樹	
	小玉良子	
	印部健一	
	長谷千鶴	
	山口高志	
	松林直邦	
	伏木崇人	
	佐藤黎	

織 風 雄 紀 (代)
島 津 千 明 (代)
井 形 洋 昭 (代)
稻 垣 英 明 (代)
落 合 盛 之 (代)
田 中 政 俊 (代)
高 木 健 吾 (代)
小 園 英 登 (代)
小 牧 兼 太 郎 (代)
長 岡 文 道 (代)
坂 場 純 平 (代)
寺 田 麻 倫 (代)
芳 賀 健 人 (代)
享 保 俊 佑 (代)
窪 田 優 一 (代)

第1 自己情報コントロール権は憲法13条で保障された権利とはいえず、実定法上の権利とは認められないこと	5
1 原告らの主張	5
2 被告の反論	6
第2 番号制度における個人番号の利用及び特定個人情報の提供は、法令に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われていること	7
1 原告らの主張	7
2 被告の反論	8
(1) 上記1①の主張について	8
(2) 上記1②の主張について	9
(3) 上記1③の主張について	10
(4) 小括	11
第3 番号制度にシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために個人番号及び特定個人情報が法令又は条例の根拠に基づかず又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的危険が生じている事実はないこと	11
1 はじめに	11
2 制度上の保護措置について	12
3 情報連携におけるシステム上の保護措置について	14
(1) システム上の保護措置の対象範囲について	14
(2) システム上の保護措置の内容について	15
(3) 原告らのその他の主張について	17
4 原告らの指摘する「事故事例」について	20
(1) 原告らの主張	20
(2) 被告の反論	20
第4 求釈明に対する回答等	21

1はじめに	21
2求釈明1ないし3(原告準備書面(4)・14及び15ページ)について	21
3求釈明4(原告準備書面(4)・20ページ)について	21
4求釈明5(原告準備書面(4)・25ページ)について	22
5求釈明6(原告準備書面(4)・25ページ)について	22
第5 結語	22

被告は、本準備書面において、原告らの平成29年11月7日付け準備書面(3)(以下「原告準備書面(3)」という。)及び平成30年2月20日付け準備書面(4)(以下「原告準備書面(4)」という。)における原告らの主張に対し、必要と認める範囲で反論する(後記第1ないし第3)とともに、原告準備書面(4)における求釈明に対し、必要と認める範囲で回答する(後記第4)。

なお、略語の使用については、本準備書面において新たに定義するもののほか、従前の例による(別紙「略称語句使用一覧表」のとおり)。

第1 自己情報コントロール権は憲法13条で保障された権利とはいえず、実定法上の権利とは認められないこと

1 原告らの主張

原告らは、最高裁判所昭和44年12月24日大法廷判決(刑集23巻第12号1625ページ。以下「京都府学連訴訟最高裁判決」という。), 最高裁判所平成7年12月15日第三小法廷判決(刑集49巻第10号842ページ。以下「指紋押捺制度訴訟最高裁判決」という。), 最高裁判所昭和56年4月14日第三小法廷判決(民集35巻3号620ページ。以下「前科照会訴訟最高裁判決」という。), 最高裁判所平成6年2月8日第三小法廷判決(民集48巻2号149ページ。以下「ノンフィクション『逆転』訴訟最高裁判決」という。), 最高裁判所平成15年9月12日第二小法廷判決(民集57巻8号973ページ。以下「早稲田大学名簿訴訟最高裁判決」という。)及び最高裁判所平成17年11月10日第一小法廷判決(民集59巻9号2428ページ。以下「法廷イラスト訴訟最高裁判決」という。)を挙げて、「最高裁は、憲法13条により、私生活上の自由の1つとして、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由はもとより、みだりに収集・保管・利用されない自由も保障していると解すべきであり、「公権力による個人に関する情報の収集・保存・利用を、個人の私生活上の自由として憲法上保障することは

重要な意義を有する。」と主張する（原告準備書面(3)・13ないし18ページ）。

また、原告らは、「原告らの主張する被侵害権利利益は、『自己情報コントロール権』であるが、その中核的な内容において、(2)に述べた自由権（引用者注：個人に関する情報をみだりに第三者に開示または公表されない自由はもとより、みだりに収集・保管・利用されない自由）が含まれるものである」とも主張する（原告準備書面(4)・3ページ）。

2 被告の反論

(1) しかしながら、被告第1準備書面第2（7ないし9ページ）及び平成29年7月10日付け被告第2準備書面（以下「被告第2準備書面」という。）第1の2（5及び6ページ）で主張したとおり、原告らのいう「自己情報コントロール権」は、憲法13条で保障された権利であるとは認められず、これを実体法上の権利として明示的に定めた法令も存在しない。

(2) また、京都府学連訴訟最高裁判決及び指紋押捺制度訴訟最高裁判決は、いずれも、公的機関による情報の「収集」行為が憲法13条により保障された個人の私生活上の自由を正当な理由もなく侵害したとして提起された事案であるが、両判決は、「みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由」又は「みだりに指紋の押なつを強制されない自由」という限定された内容の自由が憲法13条により保障されることを判示するにとどまり、個人が容貌・姿態を撮影されることに同意するか否かを自ら決定する権利等を基本的人権として認めたものではない。

さらに、前科照会訴訟最高裁判決及びノンフィクション『逆転』訴訟最高裁判決は、前科等をみだりに公表されないという利益を法的保護に値する人格的利益として認めたものにすぎないし、早稲田大学名簿訴訟最高裁判決は、氏名、住所等の個人識別情報をみだりに第三者に「開示」されないことへの期待を法的保護の対象としたにとどまるもの、法廷イラスト訴訟最高裁判決

は、「みだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益」及び「自己の容ぼう等を撮影された写真等をみだりに公表されない人格的利益」を有するとしたにとどまるものであって、これらの判決は、いずれも、個人情報の管理又は利用について決定する権利を一般的に認めた趣旨とは解されない。

(3) 以上のとおり、いわゆる自己情報コントロール権は、憲法上保障された権利とはいえず、かつ、実定法上の権利とは認められない。また、いわゆる情報コントロール権又はこれに類する内容の権利ないし人格的利益を認めた最高裁判例もない。

したがって、原告らの上記1の主張はその前提を誤っており、失当である。

第2 番号制度における個人番号の利用及び特定個人情報の提供は、法令に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われていること

1 原告らの主張

原告らは、①「住基ネット判決（引用者注：住基ネット訴訟最高裁判決）の考慮要素を比較検討するならば、むしろマイナンバー制度は違憲である」（原告準備書面(3)・9ページ）とした上、その理由として、「マイナンバーと紐付けられて管理・利用等される個人情報は、（中略）、勤務先及び給与額、地方税額、扶養家族、障害の有無・内容、社会保障給付の有無・内容、預貯金額との預け先金融機関名など、行政目的に限定することなく、民間利用を含めた極めて機微性・秘匿性の高い個人情報であり、「これらの情報は、必ずしもマイナンバー制度導入以前から、法令に基づき必要に応じて他の行政機関等に提供され、その事務処理に利用されてきたものとはいえない」などと主張する（同11及び12ページ）。

また、原告らは、②番号利用法19条について、「刑事事件の捜査名目であれば番号法による明文の制限はなく、また、個人情報保護条例等の適用も除外

されることからすれば、マイナンバーを検査や情報収集活動に利用する危険性が高い。」、「現在の番号法上、『刑事事件の検査』（番号法19条14号）の場合は、プロファイリングのための特定個人情報の収集について、明文で禁止されていない点がある」、「『政令で定める公益上の必要があるとき』（19条14号）は、特定個人情報の提供を受けることができるとされ、そこには明文の制限が存しないから、政府の意思によりその範囲が恣意的に広げられる危険性が存する」と主張する（原告準備書面(4)・20, 22及び23ページ）。

さらに、原告らは、③番号制度を導入しただけでは、「正確な所得の捕捉は不可能であり、番号制度の『より所得の正確な補足』『真に必要とする者に必要な社会保障の給付』という目的は、『納税者番号』と『社会保障番号』を利用することでは実現できない」ととも主張する（原告準備書面(3)・6及び7ページ）。

2. 被告の反論

(1) 上記1①の主張について

ア 被告答弁書第3の4（22ないし27ページ）で述べたとおり、個人番号及びこれに紐付けられた特定個人情報の管理、利用等に関しては、番号利用法において、

(ア) 個人番号の利用については、同法9条に規定された範囲内

(イ) 他の行政機関等からの特定個人情報の提供については、同法19条各号に個別具体的に限定列挙された事由に該当する場合

に限り行われるところ、ここで扱われる情報は、いずれも番号制度の導入前から行政機関等で管理、利用等されていた情報であり、番号制度の導入により新たに行政機関等が収集、管理、利用等を行うことができるようになったものではない。

なお、民間事業者は、番号制度の導入前から法令に基づいて従業員等の雇用関係に係る書類を行政機関等に提出しているが、番号制度の導入によ

り当該書類の中に個人番号を含むものがあることから、番号利用法9条3項の規定により限られた法令の事務に関して個人番号関係事務実施者として個人番号を取り扱うことになるものであり、番号法令に規定された事務手続以外で個人番号を利活用することは認められていない。

イ また、上記ア(イ)のうち、番号制度の導入により新たに設置された情報提供ネットワークシステムを使用して番号利用法19条7号又は8号の規定に基づいてやり取りされる情報は、番号制度の導入前から、法律に規定された事務手続を処理する行政機関等において、当該事務手続を求める者又は他の行政機関等から、当該事務手続に係る法令の規定に基づいて、紙媒体又は電子媒体により提供を受けていたものである。

ウ さらに、上記ア(イ)のうち番号利用法19条各号（現行の同条7号及び8号を除く。）で特定個人情報の提供を認めている場合については、番号制度導入より前から法令に基づき行っていた事務において必要とする情報の提供に当たって、個人番号を含む情報であったとしても当該事務の遂行に支障を来さないよう、限定的に認めているものである。

エ このように、番号制度において個人番号と紐付けられる情報は、同制度の導入より前から、行政機関等で管理、利用等されていた情報であり、法令に基づき他の行政機関等に提供され、その事務処理に利用されてきたものである。

したがって、原告らの上記1①の主張は、その前提において誤っており、失当である。

(2) 上記1②の主張について

ア 番号利用法19条14号については、警察機関において刑事事件の捜査と称して無制限に特定個人情報を収集できるものではなく、刑事事件の捜査等に必要な書類に個人番号の記載があったとしても、刑事訴訟法等の法令に反しない限りにおいて書類の提供を受け、提供を受けた目的を達成す

るために必要な限度で個人番号を利用すること（同法9条5項）ができるにすぎない（なお、仮に警察機関が個人番号を入手しても、その入手した目的である刑事事件の捜査に必要な限度を超えて個人番号を利用した名寄せ等を行うことは認められないし、当該個人番号を利用して、情報提供ネットワークシステムを介した特定個人情報の入手ができるわけでもない。）。

イ また、原告らが「警察によるマイナンバーを利用した個人情報収集に制約がない『不備』」として挙げる事例（原告準備書面(4)・15ないし19ページ）は、いずれも番号制度とは何ら関係がないものである。

ウ さらに、番号利用法19条14号は、「その他政令で定める公益上の必要があるとき」に特定個人情報の提供を許容しているところ、同号は、国政調査権の行使、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、租税に関する犯則事件の調査及び会計検査院の検査等を例示した上で、これらの手続に準ずる「公益上の必要」があるものに限って特定個人情報の提供を許容することとし、その上で、各種制度における事情の変化や環境の変化等に迅速に対応することができるよう、許容する範囲を政令に委任したものであって、情報提供の範囲が無制限に定められることにはならない。

エ したがって、原告らの上記1②の主張は、理由がない。

(3) 上記1③の主張について

ア 原告らは、上記のとおり、番号制度の導入によっても正確な所得の捕捉は不可能である旨主張するが、かかる主張は、そもそも原告ら自身も「抜け穴」と述べるような事例を引き合いに出して主張するものにすぎないから、番号制度の目的を否定する一般的な理由とはならない。

イ また、原告らは、上記のとおり、「社会保障はつまるところ予算の問題であり、番号制度によって「真に必要とする者に必要な社会保障の給付」という目的は実現できないなどとも主張するが、そもそも番号制度は「公

正な給付と負担の確保」を目的としているのであり、社会保障の充実のみを目的とした制度ではない。

ウ したがって、原告らの上記③の主張は、失当である。

(4) 小括

本件においても、住基ネット訴訟最高裁判決の枠組みを踏まえた判断が必要であるところ、被告第1準備書面第3（9ないし37ページ）で主張したとおり、同判決に照らせば、番号制度に基づく個人番号の収集等は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものとは認められず、憲法13条により保障された個人の自由を侵害するものではない。

したがって、原告らのプライバシー権の侵害を理由とする本件差止請求及び本件削除請求は、いずれも理由がない。

第3 番号制度にシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために個人番号及び特定個人情報が法令又は条例の根拠に基づかず又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的危険が生じている事実はないこと

1 はじめに

(1) 被告第1準備書面第3の4及び5（13ないし37ページ）及び被告第2準備書面第3（9ないし19ページ）において主張したとおり、番号制度にシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために個人番号及び特定個人情報が法令又は条例の根拠に基づかず又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的危険が生じている事実はない。

(2) これに対し、原告らは、原告準備書面(3)及び原告準備書面(4)において、番号制度にシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために個人番号及び特定個人情報が法令又は条例の根拠に基づかず又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的危険が生じている旨るる

主張する。

しかしながら、以下に主張するとおり、原告らの主張はいずれも理由がない。

2 制度上の保護措置について

(1) 原告らの主張

被告答弁書第3の5(2)(27ないし41ページ)で主張したとおり、番号制度においては、個人情報保護のために、制度（法令）上の保護措置が講じられている（乙第31号証）。

これに対し、原告らは、①「マイナンバーは、民一民一官で利用する番号であるから、広く民間で収集・保存された上、官に提出される番号とならざるを得ない。住民票コードが官（行政）の中でしか利用されない番号であつたのに比べると、マイナンバーが漏洩する危険性は飛躍的に高くなる」（原告準備書面(3)・8ページ）ところ、「民間も含めたセキュリティを高度に保つことは困難である」（原告準備書面(4)・9ないし11ページ）とした上、②制度上の保護措置の問題点として、「マイナンバー付き特別徴収税額通知の送付は、マイナンバー制度が予定している『官』から『民（事業者）』への流通過程の問題であり、制度そのものの問題である」（原告準備書面(3)・21ないし23ページ）などと主張する。

(2) 上記(1)①について

しかしながら、被告第1準備書面第3の4(2)(16ないし18ページ)で主張したとおり、個人番号及び特定個人情報の漏洩を防止するための必要な安全管理措置が講じられているのであり、万が一個人番号が漏洩した場合であっても、直ちに被害が生じるものではないし、被告第1準備書面第3の5(3)イ(1)b(28ないし31ページ)で主張したとおり、第三者が他人の個人番号を不正に入手したとしても、それのみをもって、厳格な本人確認手続や電子認証等を経ず、各種行政手続やマイナポータルを利用して当該他人

の特定個人情報を得たり、無断で各種手続ができるわけではない。

また、被告第1準備書面第3の5(1)ア(1)(21及び22ページ)で述べたとおり、被告は、番号制度について、事業者に対し、制度の理解を深めることができるよう、新聞広告を始め、チラシやポスター等を介した周知や事業者向け説明会の実施など、事業者の規模に応じた周知・広報も行っている(乙第32ないし第34号証)。

したがって、原告らの上記①の主張は、理由がない。

(3) 上記②について

ア 仮に、特別徴収税額通知を送付することにより情報漏洩の危険などの問題が生じるとしても、被告第2準備書面第3の7(2)(18ページ)で述べたとおり、それは番号制度そのものとは別次元の人為的ミスなどを原因とするものであり、番号制度に直接的に由来するものではないし、番号制度の導入にかかわらず防がれるべきものである。

また、既に誤送付された通知書については、各市区町村において廃棄依頼や回収を行い、誤送付先以外の漏洩はないことを確認しており、個人番号が記載されていた通知の誤送付があったからといって、原告らの権利又は法益に具体的な侵害が生じたわけではない。

さらに、仮に原告らが指摘するような問題が生じたとしても、直ちに番号制度自体に問題があり、番号制度の正当な行政目的が否定されるものではない。

したがって、原告らの上記②の主張は、失当である。

イ なお、そもそも番号利用法19条1号の規定に基づく特別徴収税額通知における個人番号の記載(特定個人情報の提供)は、それにより市町村の長と特別徴収義務者との間で正確な個人番号が共有され、特別徴収義務者から市町村の長に対して提出する給与支払報告書に記載する個人番号により納税義務者の正確な把握が可能となるなど、特別徴収に係る事

務を適切かつ効率的に処理することを目的とするものであるが、平成30年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額決定通知については、書面により送付する場合に限って、当面、個人番号を記載しないこととしている（乙第35号証及び第36号証）。これは、事業者における書面での管理負担が大きい等の経済界からの要請を踏まえ、書面により送付する場合に限った措置であることを付言しておく。

3 情報連携におけるシステム上の保護措置について

（1）システム上の保護措置の対象範囲について

ア 原告らの主張

原告らは、システム上の保護措置の対象範囲について、「民間企業等が各個人から提供されたマイナンバーだけでなく、マイナンバーと関連づけられた個人情報を取得することも予定される制度であることからすれば、システム面においても、行政機関内のシステム（情報提供NWS）に欠陥等が見当らなければ具体的危険が無いということにはならない。マイナンバーを管理する民間を含めたシステム全体について欠陥等がないかを調査し、対策することは到底不可能である以上、漏えいの具体的危険があると見るほかない」などと主張する（原告準備書面(3)・12及び13ページ、原告準備書面(4)・5ページ）。

イ 被告の反論

しかしながら、そもそも、個人番号を取り扱う国の機関・地方公共団体・民間企業は、番号利用法令において必要な事務手続に限って個人番号に紐付けた個人情報を管理、利用等しているものであって、その取扱いについて、番号利用法上安全に取り扱うようとする保護措置（制度上の保護措置）が講じられている（乙第31号証）。

そして、番号利用法19条7号及び8号を除く特定個人情報の提供であってシステムを使用する場合については、個別法が規定する安全性等を確

保するための措置として、住民基本台帳法30条の24、30条の28及び36条の2に規定する安全確保措置や、地方税法（昭和25年法律第26号）46条5項、72条の59第1項、325条、354条の2、605条及び701条の55第1項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準等が設けられているものである。

一方、番号利用法19条7号及び8号の規定に基づく特定個人情報の情報連携は、各情報保有機関に分散して管理している情報を情報提供ネットワークシステムを使用して提供することとしていることから、被告答弁書第3の5(3)（41ないし43ページ）及び被告第2準備書面第3の5(2)（14ないし16ページ）で主張した特に高いシステム上の保護措置を講じているものである（乙第31号証）。

以上のとおり、番号制度においては、特定個人情報の情報連携の場面が限定されている上、その態様に応じた保護措置が執られているものであるから、原告らの上記主張には理由がない。

(2) システム上の保護措置の内容について

ア 原告らの主張

原告らは、システム上の保護措置の内容に関する問題点として、情報の分散管理について「一ヵ所のデータベースで個人データを管理していくなくとも、ネットワークでつながっていれば、一ヵ所のデータベースで管理されている場合と機能的には変わりはなく、『一元的管理』となる」と主張する（原告準備書面(4)・25ページ）。

また、原告らは、自治体中間サーバーについて、「中間サーバへのアクセス権限を乗っ取られれば、ネットワーク経由で不正アクセスが可能となる」、「中間サーバの管理者権限やシステムのメンテナンスを行う権限を持つ者が権限を濫用した場合や、その権限を乗っ取られた場合には、中間サー

バに存するすべてのデータに不正にアクセスされたり、漏洩したりする危険が存する」、「中間サーバに物理的な攻撃がなされた場合は、一挙に中間サーバに存するすべてのデータが奪取される危険性が存する」（原告準備書面(4)・26ページ）などとして、システム上の保護措置が不十分である旨主張する。

イ 被告の反論

(7) しかしながら、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行なうからといって、それによって直ちに各情報保有機関のシステムにそれぞれ分散管理されている情報について「一元管理」していることにはならないのであり、原告らの主張は論理が飛躍したものであって失当である。

(イ) そもそも、地方公共団体に係る情報連携に当たって使用する各自治体中間サーバーは、同一建物に設置したサーバーではあるものの、被告第2準備書面第3の5(2)ア及びイ(14ないし16ページ)で述べたとおり、地方公共団体ごとに論理的に区別された中間サーバーを用いていることを意味している（クラウド技術を活用することにより、物理的に同一の建物内に設置したサーバーであっても、各地方公共団体が別々の建物内にサーバーを設置したことと何ら変わらない状態といえる。）。その上で、被告答弁書第3の5(3)イ(42ページ)で述べたアクセス制御に加え、被告第2準備書面第3の5(2)ア(14及び15ページ)で主張したとおり、各地方公共団体の中間サーバーには、当該地方公共団体の職員にのみアクセス権限が設定されており（乙第39号証）、総務大臣や中間サーバー設置者である機構はもとより、不正アクセスを試みる者も含め何者からの不正アクセスも防ぐ仕組みが構築されている。

また、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供時には、情報提供ネットワークシステムのコアシステムは通らず、イン

ターフェイスシステムを介して授受が行われるのであり（乙第40号証中の青い矢印）；コアシステムに情報が通過・蓄積されない仕組みとしている上、被告答弁書第3の5(3)工（43ページ）で主張した通信の暗号化措置に加えて、情報提供者により特定個人情報自体が該当の情報照会者のみでしか復号できないよう暗号化されている（乙第28号証）ため、たとえ情報提供ネットワークシステム設置・管理者である総務大臣であっても、情報連携が行われている通信回線内の情報を確認することはできない仕組みとなっている。

(イ) なお、そもそも、情報提供ネットワークシステムに係るセキュリティ対策としては、乙第37号証のとおり、データ保護、マルウェア対策、不正アクセス等、外部からの攻撃や内部不正等へのセキュリティ対策を行っており、不正アクセス等を防ぐ仕組みが構築されている。

また、地方公共団体に対しては、以下のように、三層からなる情報セキュリティ対策の抜本的強化を求めている（乙第38号証）。

- a 個人番号利用事務等では、端末からの情報持ち出し不可設定等を図り、住民情報流出を徹底して防止すること
- b 情報提供ネットワークシステムによる情報連携に活用されるL G W A N環境のセキュリティ確保に資するため、L G W A Nに接続された府内L A Nをインターネットから分割すること
- c 都道府県と市区町村が協力して、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度な情報セキュリティ対策を講じること

(エ) 以上からすれば、原告らの主張に理由がないことは明らかである。

(3) 原告らのその他の主張について

ア 情報提供用個人識別符号を用いることについて

(ア) 原告らの主張

原告らは、「情報提供newsにおける情報連携には、マイナンバーは

使われず、機関別符号が使われる」、「情報連携に共通番号であるマイナンバーを使わないのであれば、各省庁等のデータベースに個人情報と一緒にマイナンバーを保存する合理的な理由はない」とし、「制度の中核的なシステムである情報連携 n w s においてマイナンバーは『使われない共通番号』なのであり、先に述べた共通番号の危険性に鑑みれば、マイナンバー制度には、『システム技術上または法制度上の不備』があるというべきである」と主張する（原告準備書面(4)・7ないし9ページ）。

(イ) 被告の反論

原告らのいう「機関別符号」を番号利用法施行令20条1項の「情報提供用個人識別符号」、「各省庁のデータベースに個人情報と一緒にマイナンバーを保存」を「各情報提供者のシステム等において個人番号を保有すること」、「情報連携 n w s」を「番号利用法2条14項に規定する情報提供ネットワークシステム」とそれぞれ解した上で述べると、各求明回答書(2)第2の2（13及び14ページ）で述べたとおり、各情報提供者のシステム等において個人番号を保有するのは、個人を悉皆性（住民票を有する全員に付番）を有する番号によって特定し、各情報提供者のシステム等において保有する個人情報を紐付けて管理するためであり、その特定が行われていることを前提として、情報照会又は情報提供を行うことが可能となるものである。

その上で、情報提供ネットワークシステムによる情報連携は安全に実施する必要があることから、システム面での個人情報保護対策の1つとして、番号利用法2条5項に規定する個人番号を直接個人を特定する共通の識別子として用い、情報照会者等ごとに異なる当該個人を特定するため生成された情報提供用個人識別符号（情報連携を行う都度、情報照会者から送信される「情報照会者用の情報提供用個人識別符号」を

情報提供ネットワークシステムが持つ「連携用符号」に、暗号演算による変換を行い、情報提供者ごとに異なる「情報提供者用の情報提供用個人識別符号」を生成するもの。情報提供ネットワークシステム内に保有され続けることはない（乙第41号証4及び7ページ）を識別子として用いたものである。

したがって、原告らの主張は、制度の趣旨を正解しないものであり、失当である。

イ 機構が保有する情報について

(ア) 原告らの主張

原告らは、機構について、①「安全に管理される保証がないまま、同機構において一括管理される個人情報が積み上がっていっているという『不備』が存する」；②「個人番号カードに入った公的個人認証を利用するたびに、J-LISに対して認証を求めることになるので、少なくとも、どこで公的個人認証を利用したのかの記録はJ-LISに残るととも、「同機構は、公的個人認証を、いつ、どこで利用したのか」という情報をも保有することになる」などと主張する（原告準備書面(4)・20及び21ページ）。

(イ) 被告の反論

a 上記(ア)①について

そもそも、「安全に管理される保証がない」とか、「機構において一括管理される」などという原告らの主張は、いずれも具体的な根拠が明らかでないから、原告らの上記(ア)①の主張は失当である。

なお、求釈明回答書(2)第6の1（30ページ）及び被告第2準備書面第3の4（13及び14ページ）で述べたとおり、機構は、機構自身の各事務（求釈明回答書(2)第6の3・31ないし33ページに掲げる各事務）の実施のために必要な個人情報を各事務を遂行するた

めのシステムで保有・管理しているにすぎず、これらの個人情報を一元的に管理しているということはない。

b 上記(7)②について

公的個人認証システムにおける電子証明書の利用について、機構は、機構から署名等検証者に対して提供した電子証明書に係る失効情報の提供手数料の精算のために必要となる情報として、電子証明書に係る失効情報の確認を行った署名等検証者の名称、失効情報を確認された電子証明書に係る発行の番号等を記録しているのみであり、当該情報は個人が「いつ、どこで公的個人認証を利用したのか」を示すものではない。

したがって、原告らの上記(7)②の主張は、失当である。

4 原告らの指摘する「事故事例」について

(1) 原告らの主張

原告らは、個人番号を含む個人情報の流出、紛失等の事案を引用した上、「システム技術上又は法制度上の不備があり、そのために個人番号及び特定個人情報が法令又は条例の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的危険が生じている事実はない」とはとても言えず、特定個人情報が開示又は公表される具体的危険が生じているなどと主張する（原告準備書面(4)・26ないし32ページ）。

(2) 被告の反論

ア しかしながら、原告らが挙げる事故事案は、担当する職員等の人為的ミスに起因するものであり、番号制度そのもののシステム上の欠陥又は法制度上の不備に起因するものとはいえない。

また、個人情報の盗難、悪用のおそれがあることは、情報を記した書面等を保管する業務一般に抽象的に存在する危険であるから、番号制度の有無や内容とは直接的関係がない。

なお、番号制度においては、人為的ミスであっても個人番号を含む個人情報の漏洩等が起きないよう、地方公共団体等に対して適切な対応・措置を行うよう求めている。

イ 原告らがるる主張する事故事例についての被告の主張は、①番号制度においては、個人番号の漏洩等を防ぐための法令上又はシステム上の各措置が講じられている上、万が一個人番号が漏洩しても、これ自体は何ら個人の重要なプライバシー情報を内包するものではない、②万が一個人番号が漏洩した場合であっても、これを不正に用いて重要な特定個人情報に紐付けがされないよう、法令上又はシステム上の措置が講じられている、③現にこれまで番号制度の法令上又はシステム上の欠陥に基づく特定個人情報の漏洩といった事案は発生していない、ということに集約されるのであり、各種の事故例を根拠とする原告らの主張は、いずれも理由がない。

第4 求釈明に対する回答等

1 はじめに

原告らは、原告準備書面(4)において、種々の釈明を求めているが(14, 15, 20及び25ページの求釈明1ないし6), いずれも本件において争点となる原告らの具体的な権利利益の侵害との関連性が不明であって、被告としては、本来的には、いずれについても釈明を要しないものと考える。

以上を前提としつつも、被告としては、以下において、念のため、原告らの主張に対する被告の反論を補足するのに必要な範囲で回答することとする。

2 求釈明1ないし3(原告準備書面(4)・14及び15ページ)について

本件において争点となる原告らの具体的な権利利益の侵害との関連性が全く不明であって、釈明を要しない。

3 求釈明4(原告準備書面(4)・20ページ)について

「刑事事件の捜査」に係る特定個人情報の提供については、前記第2の2(2)

で述べたとおりである。

4 求釈明5（原告準備書面(4)・25ページ）について

情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会を行う行政機関等の職員は、複数件の情報照会を同時にすることが可能である。

その余の点については、本件における争点との関連性が不明であるため、釈明を要しない。

5 求釈明6（原告準備書面(4)・25ページ）について

本件において争点となる原告らの具体的な権利利益の侵害との関連性が全く不明であって、釈明を要しない。

第5 結語

以上のとおり、原告らの主張にはいずれも理由がなく、本件各請求は速やかに棄却されるべきである。

以上

別紙

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
番号利用法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）	答弁書	4	
平成27年改正法	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）	答弁書	4	
平成29年法律第36号等による改正後の番号利用法	地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律（平成29年法律第36号。施行期日は平成29年5月29日）及び平成27年改正法のうち施行期日が平成29年5月30日に係る部分によつて改正された番号利用法	第2準備書 面	21	
番号整備法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）	答弁書	17	
住基法	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）	答弁書	17	
改正前住基法	番号整備法19条の規定による改正前の住基法	答弁書	20	
個人情報法	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第50号）	答弁書	30	

	年法律第57号。平成27年改正法による改正後のもの)			
行政機関個人情報保護法	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)	答弁書	37	
独立行政法人個人情報保護法	独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律(平成15年法律第59号)	答弁書	37	
国賠法	国家賠償法	第1準備書面	5	
公的個人認証法	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)	求釈明回答書(2)	23	
番号利用法施行令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)	答弁書	17, 18	
番号利用法別表第1主務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	第1準備書面	12	
番号利用法別表第2主務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	第1準備書面	12	
番号利用法総務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定	求釈明回答書(2)	16	

	による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令85号)			
住基法施行令	住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)	求釈明回答書(2)	7	
番号利用法施行規則	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)	答弁書	21, 22	
(別添) 安全管理措置(事業者編)	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号)の別添資料である	第1準備書面	17	
(別添) 安全管理措置(行政機関等編)	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)の別添資料である	第1準備書面	17	
個人番号利用事務等実施者	番号利用法2条12項所定の個人番号利用事務実施者及び同条13項所定の個人番号関係事務実施者	答弁書	17	
機構	地方公共団体情報システム機構	答弁書	18	
カード記録事項	これらの事項(被告注:氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項及び本人の顔写真)その他総務省令で定める事項	答弁書	19	

I Cチップ	半導体集積回路	答弁書	19	
住基カード	住民基本台帳カード	答弁書	20	
委員会	個人情報保護委員会	答弁書	24	
行政機関の長等	行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び機構並びに情報照会者及び情報提供者	答弁書	24	
情報提供等事務	番号利用法19条7号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務	答弁書	27	
評価書	番号利用法28条1項の規定により、行政機関の長等が個人情報保護委員会規則で定めるところにより行った評価の結果を記載した書面	答弁書	29	
個人番号の収集等	個人番号の収集、保存、利用及び提供	第1準備書面	5	
本件差止請求	原告らが、被告に対し、プライバシー権に基づく妨害排除請求又は妨害予防請求として、個人番号の収集等の差止めを求める請求	第1準備書面	5	
本件削除請求	原告らが、被告に対し、プライバシー権侵害に基づく原状回復として、被告が保存する個人番号の削除を求める請求	第1準備書面	5	
本件国賠請求	国賠法に基づく損害賠償請求として、慰	第1準備	5	

	謝料等各11万円及びこれに対する遅延 損害金の支払を求める請求	書面		
本件各請求	本件国賠請求、本件差止請求及び本件削除請求	第1準備 書面	5	
住基ネット	住民基本台帳ネットワークシステム	第1準備 書面	8	
管理、利用等	収集、管理又は利用	第1準備 書面	8	
住基ネット訴訟控訴審判決	大阪高等裁判所平成18年11月30日判決(民集62巻3号777ページ)	第1準備 書面	8	
住基ネット訴訟最高裁判決	最高裁判所平成20年3月6日第一小法廷判決(民集62巻3号665ページ)	第1準備 書面	8	
情報照会者	番号利用法別表第2の第1欄に掲げる者	求釈明回答 書(2)	8	
情報提供者	番号利用法別表第2の第3欄に掲げる者	求釈明回答 書(2)	8	
情報照会者等	情報照会者又は情報提供者	求釈明回答 書(2)	8	
日本再興戦略 2015	平成27年6月30日に閣議決定された 『日本再興戦略』改訂2015ー未来 への投資・生産性革命ー	求釈明回答 書(2)	11	
旅券事務	パスポート・在外邦人の情報管理	求釈明回答 書(2)	11	
個人番号利用 事務	番号利用法2条10項に規定する個人番 号利用事務	求釈明回答 書(2)	12	

日本再興戦略 2016	平成28年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて」	求釈明回答書(2)	12.13	
自治体中間サーバー	地方公共団体に係る中間サーバー	求釈明回答書(2)	17	
評価実施機関	番号利用法27条所定の「指針」として作成された特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に基づき、評価を実施する機関（同指針第2の1参照）	求釈明回答書(2)	20	
個人番号利用事務実施者	番号利用法2条12項の規定にする個人番号利用事務実施者	求釈明回答書(2)	3.6	
個人番号関係事務実施者	番号利用法2条13項に規定する個人番号関係事務実施者	求釈明回答書(2)	3.6	
仕様書	自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービス仕様書	第2準備書面	15	
情報提供ネットワークシステム設置・管理者	情報提供ネットワークシステムを設置・管理する総務大臣（番号利用法21条参考照）	第2準備書面	15	
技術的基準	電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準（平成27年総務省告示第401号）	第2準備書面	16	
原告準備書面	原告らの平成28年9月21日付け準備	第2準備書	5	

(1)	書面(1)	面		
原告準備書面 (2)	原告らの平成29年3月31日付け準備書面(2)	第2準備書面	5	
求釈明書資料 1-1	求釈明書添付資料1ページ「1-1マイナンバー付番の仕組み」	求釈明回答書(2)	7	
求釈明申立書 ②	原告らの平成29年4月18日付け求釈明申立書	第2準備書面	5	
被告第1準備書面	被告の平成28年6月21日付け第1準備書面	第2準備書面	5	
求釈明回答書 (2)	被告の平成29年1月24日付け求釈明に対する回答書(2)	第2準備書面	9	
原告準備書面 (3)	原告らの平成29年11月7日付け準備書面(3)	第3準備書面	5	
原告準備書面 (4)	原告らの平成30年2月20日付け準備書面(4)	第3準備書面	5	
京都府学連訴訟最高裁判決	最高裁判所昭和44年12月24日大法廷判決	第3準備書面	5	
指紋押捺制度訴訟最高裁判決	最高裁判所平成7年12月15日第三小法廷判決	第3準備書面	5	
前科照会訴訟最高裁判決	最高裁判所昭和56年4月14日第三小法廷判決	第3準備書面	5	
ノンフィクション『逆転』訴訟最高裁判決	最高裁判所平成6年2月8日第三小法廷判決	第3準備書面	5	

早稲田大学名簿訴訟最高裁判決 訴訟最高裁判決	早稲田大学名簿訴訟最高裁判決 訴訟最高裁判決	第3準備書面	5	
法廷イラスト訴訟最高裁判決 訴訟最高裁判決	法廷イラスト訴訟最高裁判決 訴訟最高裁判決	第3準備書面	5	
被告第2準備書面	平成29年7月10日付け被告第2準備書面	第3準備書面	6	